

株式等振替制度に係る業務処理要領第7.6版 新旧対照表(2026/1/19)

第1章 総則

項目番号	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第6章 振替受益権

項目	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙2-3-6	変更	(※1) 機構システムの運行に関わる機構以外のシステムとは、機構以外のインフラ機関(日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)や日本銀行等)や利用者等のシステムを指す。	(※1) 機構システムの運行に関わる機構以外のシステムとは、機構以外のインフラ機関(日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)や日本銀行等)等のシステムを指す。	1.
2	別紙2-3-6	変更	(1)臨時延長の検討の対象とするシステム障害 機構システムの障害又は機構システム以外の障害によって当日の決済に影響が出ている場合又はその可能性がある場合には、その影響度を踏まえ決済の継続に向けて対応を検討し、必要に応じ、臨時に決済时限を延長することにより、予定した決済を極力完了できるようにする。臨時延長の検討の対象とする機構システムの障害の例については、以下のとおりとする。	(1)臨時延長の検討の対象とするシステム障害 機構システムの障害又は機構システム以外の障害によって当日の決済に影響が出ている場合又はその可能性がある場合には、その影響度を踏まえ決済の継続に向けて対応を検討し、必要に応じ、臨時に決済时限を延長することにより、予定した決済を極力完了できるようにする。臨時延長の検討の対象とする障害の例については、以下のとおりとする。	2.
3	別紙2-3-6	変更	(※3)非居住者決済における照合業務のカットオフタイムを指す。延長する場合は、 <u>国債を除く決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となる。</u>	(※3)非居住者決済における照合業務のカットオフタイムを指す。延長する場合は、 <u>決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となる。</u>	3.
4	別紙2-3-6	追加	※ 機構は、可能な限り、臨時延長の有無の通知の30分前までに、臨時延長を実施する可能性がある旨を参加者に通知する。	-	4. 臨時延長の判断・通知 フロー 備考
5	別紙2-3-6	変更	臨時延長実施の通知以前の「時限延長有無」の通知について ✓可能な限り、臨時延長実施の通知の30分前までに、臨時延長の可能性がある旨の通知を行う(延長有無を判断する時刻の直前に障害を検知した場合などは除く)。 ✓臨時延長の可能性がある旨を通知する場合は「時限延長の可能性あり」を記載。機構システムの障害については、以降、原則として30分ごとに障害の状況等を通知する。 ✓臨時延長の判断を行なうタイミングまでに復旧した場合など、臨時延長を行わない場合は「時限延長なし(確定)」を記載。	臨時延長実施の通知以前の「時限延長有無」の通知について ✓臨時延長実施の通知以前の通知において、臨時延長の可能性がある旨を通知する場合は「時限延長の可能性あり」を記載。以降、原則として30分ごとに障害の状況等を通知する。 ✓臨時延長の判断を行なうタイミングまでに復旧した場合など、臨時延長を行わない場合は「時限延長なし(確定)」を記載。	4. 障害発生時における通知文の第一報(9:45に障害検知した場合の通知文イメージ)
6	別紙2-3-6	変更	照合カットオフタイムを延長する場合は、 <u>国債を除く決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となります</u> 。そのため、一般債などの株式等以外の商品においては臨時延長に伴う業務的な影響が生じないよう、当日を決済日とする取引は通常通り12:20までに照合を完了させることとし、12:20から14:00の間にデータ送信を行わないなど、関係者間で調整のうえ対応をお願いします。	照合カットオフタイムを延長する場合は、 <u>決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となります</u> 。そのため、国債などの株式等以外の商品においては臨時延長に伴う業務的な影響が生じないよう、当日を決済日とする取引は通常通り12:20までに照合を完了させることとし、12:20から14:00の間にデータ送信を行わないなど、関係者間で調整のうえ対応をお願いします。	6. 項番2
7	別紙2-3-6	変更	延長対象とする最初の時限の1時間前に延長有無の参加者通知を行います(可能な限り、この通知の30分前までに、臨時延長の可能性の有無等を通知します)ので、この通知を受け1時間以内に参加者における延長対応をお願いします。なお、機構システムの障害については、延長有無の参加者通知以前におきましても、障害検知以降、原則として30分ごとに障害の対応状況や延長有無の可能性を通知します。	延長対象とする最初の時限の1時間前に延長有無の参加者通知を行いますので、この通知を受け1時間以内に参加者における延長対応をお願いします。なお、機構システムの障害については、延長有無の参加者通知以前におきましても、障害検知以降、原則として30分ごとに障害の対応状況や延長有無の可能性を通知します。	6. 項番5
8	別紙2-3-6	変更	(※1)非居住者取引に係るカットオフタイムは、 <u>国債を除く決済照合システムの取扱商品のすべてが延長の対象となる</u> 。 ただし、一般債・短期社債振替システムに係る各種運動时限は延長の対象外となる。	(※1)非居住者取引に係るカットオフタイムは、 <u>決済照合システムの取扱商品のすべてが延長の対象となる</u> 。 ただし、一般債・短期社債振替システムに係る各種運動时限は延長の対象外となる。	【別表】延長対象となる時限の詳細について 2.